出雲市農業委員会（第３期）第２６回総会　議事録

「農業委員会等に関する法律」第２７条第１項の規定に基づき会長が総会を招集。

１　日時　　令和７年(2025) ９月２５日（木）午後１時３０分から午後２時３０分

２　場所　　出雲市役所　３階　庁議室

３　出席委員（２１名）

岡田　征記　　河原　昭紀　　持田　守夫　　若槻　博美　　江角　昭夫
佐藤　文男　　松本　尚幸　　岸　勝　　石飛　忠宏　　今岡　充
松井　幸男　　八幡　みさこ　伊藤　猛　　常松　守男　　勝部　守
立石　行雄　　湯浅　道行　　伊藤　美樹　　佐野　芳夫　　嘉本　良市
水　壯

４　欠席委員（３名）

大梶　泰男　　天野　明浩　　森山　亮二

５　提出議題

⑴　報告事項

報第８６号　会長専決処分の報告
報第８７号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報第８８号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報第８９号　農用地利用集積等促進計画の認可について
報第９０号　農地法第５条の規定による許可の取消について

⑵　議案審議

議第１６２号　農地法第３条の規定による許可の決定について
議第１６３号　農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について
議第１６４号　農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について
議第１６５号　農地転用事業計画変更申請決定について
議第１６６号　非農地証明について
議第１６７号　所有者等を確知できない農地の告示について

会長職務代理あいさつ

６　議事

会長が欠席とため、会長職務代理が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に６番江角昭夫委員、７番佐藤文男委員を指名する。

議　　長　　それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第８６号会長専決処分の報告、報第８７号農地法第１８条第６項の規定による通知について、報第８８号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報第８９号農用地利用集積等促進計画の認可について、報第９０号農地法第５条の規定による許可の取消について、を一括して報告します。

議　　長　　報第８６号会長専決処分について、事務局から報告をお願いします。

山田次長　　報第８６号会長専決処分について報告いたします。第２５回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第４条１０件、農地法第５条２９件については、島根県農業会議第１１４回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の９月１０日付けで許可決定しております。また、都市計画法第２９条第１項に基づく開発行為の許可が未済のため、許可保留としていました農地法第５条１件、事業計画変更１件について、令和７年９月２２日付で開発行為の許可がありましたので、許可日と同日付で許可決定しております。

議　　長　　続いて、報第８７号農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

岡主事　　それでは、報第８７号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第１８条第１項第２号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の６ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きできます。報告事項の１ページから４ページをご覧ください。今月は受付番号９５番から１１６番の２２件の通知がありました。内訳としては、契約内容を変更するためが、１５件、耕作者及び契約内容変更のためが３件、耕作をやめるためが１件、３条により売却するためが１件、５条により売却するためが２件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後６ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたし

ます。

議　　長　　続いて、報第８８号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

原主事　　それでは、報第８７号について、ご説明いたします。農地法第３条の３において、相続や、時効取」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の５ページから１４ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号９３番から１１２番までの２０件でした。権利の取得事由は、２０件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号１０５番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。受付番号９９番について、備考欄に、内公衆用道路と書いてありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになりますが、議案としては登記簿上の面積となります。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から４０日以内とされております関係上、９月１２日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第８９号農用地利用集積等促進計画の認可について、農業振興課　森脇主任から報告をお願いします。

森脇主任　　報第８９号農用地利用集積等促進計画の認可について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社が、農地の貸借に係る権利の設定や移転、あるいは売買を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事から権限移譲を受けた出雲市長の認可を受けることとされています。今総会においては、７月３１日付けと８月２１日付けで認可・公告した権利設定、８月２０日付けで認可・公告した所有権移転についてご報告いたします。まず、７月３１日付けと８月２１日付けで認可・公告した権利設定について、合わせて説明いたします。お手元の農用地利用集積等促進計画の表紙の裏をご覧ください。上の表になります。権利設定の合計は６０３筆、６６１，８０５．１２㎡で、このうち賃借権の設定が５３２

筆で、６１２，０４５．１２㎡、使用貸借による権利の設定が、７１筆で、４９，７６０㎡です。また、新規の設定が１９７筆、１６０，３６９．９０㎡、再設定が４０６筆、５０１，４３５．２２㎡となっています。なお、賃借権の設定期間別の表が、真ん中の①の表となります。また、使用貸借による権利設定の期間別の表が、下の②の表となりますので、ご確認ください。各権利設定の詳細な内容につきましては、７月３１日認可分がページ番号１から１２、８月２１日認可分が１３ページ、１４ページとなりますので、ご確認ください。今回の計画では耕作者は法人を含め３９人、地権者は１８９人となっています。次に、８月２０日付けで認可・公告した所有権移転についてご説明します。最後のページをご覧ください。農地中間管理機構である、公益財団法人しまね農業振興公社による農地の売買につきましても、農用地利用集積等促進計画において認可・公告することとなっています。今回の所有権移転は、公社への売渡が１件、２筆で、１，３６５㎡　です。以上、今回の促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定等を受けた者が、経営する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第９０号農地法第５条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

今岡主幹　　報第９０号について、ご説明いたします。報告事項別紙をご覧ください。農地法第５条の規定による許可の取消願が２件ありました。

受付番号５番は、令和７年８月２５日付で許可した案件です。許可を受けたのは、渡橋町の畑１筆で、転用目的は駐車場でした。事業に着手する際に、駐車場として面積を拡大することで所有者と合意ができたため、今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を　９月２５日付で決定しております。今後の利用については、後ほど議案で審議いただきますが、改めて面積を拡大したもので５条の申請がされております。

受付番号６番は、令和４年３月２８日付で許可した案件です。許可を受けたのは、国富町の田３筆で、転用目的は建売分譲でした。市道の拡幅工事により当初予定の計画が実行ができなくなったため、今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を９月１８日付で決定しております。今後の利用については、現状のままでの利用となります。以上、報告といたします。

議　　長　　報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問はございませんか。

若槻委員　　議席番号５番の若槻です。報第８８号の９５番の案件について、相続人が成年後見人になっていますが、被成年後見人には息子さんがいますが、どういった形で相続されるか教えてください。
　また、９６号の土地所在地のうち、１筆だけ平田町になっていますが、誤りではありませんか。

山田次長　　成年後見人は、被成年後見人の財産等に関する権利等を行使する人になります。表の欄としては、相続人と表記していますが、実際の意味合いは申請人ですので、このような表記になっています。もし被相続人がお亡くなりになれば、その息子さんが相続人としてお名前が挙がってくる状況になるかもしれません。

原主事　　ご指摘の点については、誤りですので、平野町に修正をお願いします。失礼しました。

議　　長　　他にご質問はありませんか。

石飛委員　　議席番号１０番の石飛です。報８９号について、コクヨーフロンティアの賃借料だけ、金額にバラツキがありますが、理由はわかりますか。

森脇主任　　確認して後ほど回答させていただきます。

議　　長　　他に質問はありませんか。

議　　長　　質問は無いものと認めます。

議　　長　　続いて、議案の審議を行います。　議第１６２号農地法第３条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事　　それでは、議第１６２号について、ご説明いたします。議案の１ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が９件のありました。個別の事案についてご説明いたします。２ページから５ページをご覧くださ

い。

まず、受付番号６０番について、譲渡人は、規模縮小ため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

次に、受付番号６１番について、譲渡人は、労力不足のため、譲渡人の所有する農地と譲受人が所有する宅地部分とで交換を行い、新規に営農を開始する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号６２番について、譲渡人は、高齢により、後継者である子へ農業の主体を移すため、譲渡人の子である受人に譲渡するものです。

次に、受付番号６３番について、譲渡人(ゆずりわたしにん)は、市外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号６４番から６７番について、譲渡人は、いずれも市外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号６８番について、譲渡人は、耕作不便のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。また、申請地１筆について、内㎡での申請となっております。登記地目は原野であるため、申請は畑部分の面積のみとなっております。なお、畑以外の面積は宅地となっております。

以上、受付番号６０番から６８番については、４ページから５ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条２項各号　不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。また、本議案から、譲受人側の耕作者数・家族数の記載について、上を耕作者数に、かっこ書きを家族数の記載へと変更を行っています。今回の申請に該当するものはありませんが、法人からの申請については、法人として耕作者数を１とカウントし、家族数の記載はハイフンとしたいと考えています。具体的には、法人での申請の際にご確認いただければと思います。説明は以上です。

議　　長　　ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。

議　　長　　それでは、議第１６２号農地法第３条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって議第１６２号の案件を許可決定いたします。

議　　長　　次に、議第１６３号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認につい

て、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任　　それでは、議第１６３号　農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の１ページをご覧ください。今月は、４件の申請がありました。議案書は６ページ、参考資料は１ページから８ページをご覧ください。今月は、１０月に開催予定の第１１５回常設審議委員会に諮問する予定の案件が２件あります。なお、説明案件はありません。今月は追認の案件が２件あります。受付番号３６番は、平成２０年頃から合併浄化槽、庭として利用していたものです。受付番号３９番は、平成１５年頃から木戸道、駐車場、庭、車庫として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号３６番から３９番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

議　　長　　ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　それでは、議第１６３号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって議第１６３号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議　　長　　次に、議第１６４号農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について　及び関連がございますので、議第１６５号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹　　議第１６４号について、ご説明いたします。議案書の７ページから１４ページ、説明資料の１ページから２８ページ、参考資料の９ページから６４ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が２２件、賃借権の設定が７件、使用貸借権の設定が９件の合計３８件の申請がありました。今月は、１０月に開催予定の第１１５常設審議委員会に諮問する予定の案件が９件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

まず、議案書８ページの受付番号１２５番です。説明資料の１ページから３ページをご覧ください。転用場所は江田町の田９筆、畑３筆です。案内図は２

ページです。転用目的は、ＷＣＳ置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに８，７２４㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第５条第２項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で酪農業を営んでいる個人です。この度、牧場に近く利便性の高い申請地を整備し、ＷＣＳ置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が１，４００万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、証明を確認しています。

次に、議案書９ページの受付番号１２６番です。説明資料の４ページから６ページをご覧ください。転用場所は荻杼町の田８筆です。案内図は５ページです。転用目的は建売分譲地です。面積は転用面積、所要面積ともに１，９７８㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第２種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第４５条第２号の「公共５００」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地７区画を整備し、個人住宅を建築・販売する計画です。資金計画については、所要資金額が２億１，１００万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書９ページの受付番号１２８番です。説明資料の７ページから９ページをご覧ください。転用場所は所原町の田４筆です。案内図は８ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに１，４５３㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第２種農地です。許可該当条項は、農地法第５条第２項第２号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内に居住する個人です。この度、申請地を取得し、近隣の寺院に駐車場として貸し出す計画です。資金計画については、所要資金額が１２０万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に議案書１０ページの受付番号１３７番、１３８番です。説明資料の１０から１２ページをご覧ください。転用場所は大社町修理免の畑３筆です。案内図は１１ページです。転用目的は太陽光発電施設です。面積は、転用面積、所要面積ともに２１６３㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第３種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第４４条第３号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は全国で太陽光発電施設事業を行っている法人です。この度、申請地を整備し、太陽光発電設備を設置、運用する計画です。資金計画については所要資金額が９４６万３千円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画で、証明を確認して

います。

次に、議案書１２ページの受付番号１４４番です。説明資料の１３ページから１５ページをご覧ください。転用場所は矢尾町の田３筆です。案内図は１４ページです。転用目的は、資材置場、駐車場、事務所です。面積は、転用面積、所要面積ともに８００㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第１１条第１項第１号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は土木建築業を営む法人です。この度、受注した建築工事現場に近い申請地を一時的に貸借し、資材置場、駐車場及び事務所として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が２５２万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書１２ページの受付番号１４６番です。説明資料の１６ページから１８ページをご覧ください。転用場所は中野町の畑２筆です。案内図は１７ページです。転用目的は、駐車場及び重機置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに５６２㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第１１条第１項第１号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は土木建築業を営む法人です。この度、受注した工事現場に近い申請地を一時的に貸借し、駐車場及び重機置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が２０４万１千円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書１２ページの受付番号１４７番です。説明資料の１９ページから２１ページをご覧ください。転用場所は灘分町の畑１筆です。案内図は２０ページです。転用目的は、自動車板金修理工場です。面積は転用面積が６１９㎡、所要面積が９７１㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、第１種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第３３条第４号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で自動車の販売、修理を行う法人です。この度、申請地を賃借し、自動車板金修理工場を建築する計画です。資金計画については、追認案件であるため新たな整備にかかる費用はなく、必要な資金は賃借料のみであり、これに対する資金調達は自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書１３ページの受付番号１４９番です。説明資料の２２ページから２５ページをご覧ください。転用場所は大社町杵築東の田９筆です。案内図は２３ページです。転用目的は、ホテル及び駐車場です。面積は、転用面積が５２９７㎡で、所要面積が５７９２．０９㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、第３種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第４

４条第３号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者はホテル業を営むを行う法人です。この度、申請地を賃借し、ホテルを建築し、これに必要な駐車場を整備する計画です。資金計画については、所要資金額が２５億１７６９万６千円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書１４ページの受付番号１５３番です。説明資料の２６～２８ページをご覧ください。転用場所は大社町中荒木の畑１筆です。案内図は２７ページです。転用目的は、農業用倉庫・船車展示場です。面積は、転用面積、所要面積ともに１１４６㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、第１種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第３３条第４号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内に居住する個人です。この度、申請地を貸借し、さつまいもを保存する農業用倉庫を建築及びプレジャーボートや車を展示し販売する計画です。資金計画については、追認案件であるため整地にかかる費用のみで２０万円で、これに対する資金調達は自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

説明案件については以上です。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいますようお願いいたします。また、事後追認案件については、議案書に表示していますのでご確認ください。申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

つづいて、議第１６５号について、ご説明いたします。議案書は１５ページ、参考資料は２９ページから３０ページをご覧ください。今月は、所有権の移転１件の申請がありました。個別の説明案件はありません。受付番号１５番は５条の１３４番とセットになっておりますので、議案書及び参考資料でご確認くださいますようお願いいたします。以上、議第１６４号の３８件、及び議第１６５号の１件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議　　長　　先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

石飛委員　　議席番号１０番の石飛です。１３４号の案件の参考資料ですが、図面が手書きの図面であり、他の申請案件と比べると荒い図面ですが、これで問題はないですか。

今岡主幹　　今回の申請につきましては、１６５号の方で記載していますが、既に一度許

可しており、内容も変わっていません。事業計画期間が、令和７年５月３１日までとなっていて、その時期に転用事業者が入院されていて、所有権移転等の手続きができなかったため、申請されています。当初の計画と変わっていませんので、こういった形になっていますが、キチッとした図面を書いてもらうのが、良いと思いますが、内容が変わっていないため、当時と同じ図面で出していただいています。

石飛委員　　当時もこの図面で申請されていたのですか。

今岡主幹　　当時もこの図面です。

石飛委員　　こうした図面で良いのか悪いのかどちらでしょうか。

山田次長　　本件は今岡からご説明させていただいたとおり、内容が変わるものではないというものではなく、１度お認めいただいた案件ですので、種類のレベルが低いものであってもお受けしたところです。新規のもので新たに判断をいただく場合には、もっと詳しいしっかりとした書類をご提出いただて、審査させていただきたいと思います。

石飛委員　　完了届については、こういった形になってますという書類が出てくるということですか。

山田次長　　事業が完了すれば完了届をご提出いただくことになりますので、その折りにはきちんと確認させていただきたいと思います。

石飛委員　　その時は、書類の提出を求められるのですね。

山田次長　　適切な書類の提出を求めていきたいと思います。

議　　長　　委員会軽視にもつながりますので、きちんとした指導をお願いします。他にご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第１６４号及び議第１６５号について承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって議第１６４号の全案件を許可相当とし、許可決

定及び承認いたします。また、議第１６５号を決定いたします。

議　　長　　それでは、議第１６６号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事　　それでは、議第１６６号非農地証明の申請につい、て説明します。議案書の１６ページ、１７ページ及び説明資料２９ページから４０ページをご覧ください。今月は５件の申請がありました。

まず、受付番号１４番について説明いたします。説明資料２９ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料３０ページの現況写真をご確認ください。申請地は現在建物周辺の宅地となっており、国土地理院地図航空サービスの昭和２２年米軍撮影の航空写真にて、当時も現在と同様に建物が建っており、その周囲が宅地となっていることが確認できました。現地確認は９月１１日に立石農業委員、落合推進委員、事務局職員で行っています。よって、本案件は非農地証明基準の「農地法が施行された日以前に非農地であった土地」に該当し、農地法２条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

次に、受付番号１５番について説明いたします。説明資料３１ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料３２ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は９月９日に常松農業委員、多久和耕二推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号１６番について説明いたします。説明資料３３ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料３４ページ、３５ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は９月８日に持田農業委員、石飛推進員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号１７番について説明いたします。説明資料３６ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料３７ページ、３８ページの現況写真をご確認ください。申請地のうち、１７８４－１は山林の状態となっており、１７９３－１は原野の状態となっています。現地確認は９月８日に持田農業委員、石飛推進員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号１８番について説明いたします。説明資料３９ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料４０ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は８月２７日に石飛農業委員、岸

推進員、事務局職員で行っています。

１５番から１８番の４件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第２条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議　　長　　立石委員さん、補足はございますか。

立石委員　　議席番号１９番の立石です。説明があったとおり間違いございません。

議　　長　　常松委員さん、補足はございますか。

常松委員　　議席番号１５番の常松です。事務局の説明のとおりです。

議　　長　　持田委員さん、補足はございますか。

持田委員　　議席番号４番の持田です。事務局の説明に特に補足することはありません。

議　　長　　石飛委員さん、補足はございますか。

石飛委員　　議席番号１０番の石飛です。事務局の説明のとおりで補足はありません。

議　　長　　ありがとうございました。この案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１６６号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって、議第１６６号非農地証明について、を承認いたします。

議　　長　　次に、議第１６７号所有者等を確知できない農地の告示について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任　　それでは、議第１６７号、所有者等を確知できない農地の告示について、ご説明いたします。議案書の１８ページから２０ページをご覧ください。１９ページ告示案に記載した農地は、耕作者から所有者不明である旨の相談があった土地になります。農業委員会事務局で探索をいたしましたが、告示案の１筆については、調査しても所有者等が確知できませんでした。そこで、この農地について農地法第３２条第３項の規定に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。告示は、市役所東側の掲示板に掲載するとともに、出雲市のホームページにも掲載する予定です。告示の日から起算して２か月以内に農地の所有者等から申出書及びその権原を証する書面を農業委員会事務局に提出があった場合は、申出者に利用意向調査を実施し、意向に従い貸し借り等の手続きに進むことになります。申出がなかった場合は、告示の４に記載がある通り、農地法第４１条の規定により、農地中間管理機構にその旨を通知し、島根県知事の裁定により利用権の設定が認められます。説明は以上です。

議　　長　　ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　それでは、議第１６７号所有者等を確知できない農地の告示について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって議第１６７号の案件を承認いたします。

山田次長　　報告事項で、質問いただいた内容について、農業振興課森脇主任から回答させていただきます。

森脇主任　　ご指摘のあった農地については、県有地を県の基準で決めた、全体の賃借料から割り戻す形で筆ごとの賃借料を決めたため、単価がまちまちとなっています。

議　　長　　よろしいでしょうか。これで予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。　午後２時３０分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

梶谷事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、岡主事、原主事

農業振興課

森脇主任

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議　　長

署名委員

署名委員